

12 かんれん じぎょう 関連事業

(1) せいかつふくし しきんかじつけ じぎょう 生活福祉資金貸付事業

たい しょう しゃ 【対象者】

- 次の①もしくは②に該当する方。
 - ① ていしょとく せたい しちようそんみんぜいひ かぜいていど
低所得世帯（市町村民税非課税程度）
 - ② しょう しゃ せたい けんない しんたいしょうがいしゃ てちよう りょういく てちよう せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちよう も
障がい者世帯（県内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯）
 - ③ さいいじょう こうれいしゃ そく せたい
65歳以上の高齢者の属する世帯
- ②であっても一定以上の収入がある場合は対象になりません。また、障がいのある方に
かか かじつけ たいしょう
関わる貸付でなければ対象となりません。
- あくまで貸付制度ですので、償還金（返済するお金）が捻出できない方、多重債務者
ほか きんゆう きかんとく たがく かりいれ かた たいしょう
（他の金融機関等から多額の借入がある方）は対象になりません。

しきんしゅるい 【資金種類】

- そうごう しえん しきん しつぎょうしゃとう せいかつ た なお あいだ せいかつ ひ
総合支援資金（失業者等、生活の立て直しまでの間の生活費など）
- ふくし しきん じえいぎょう てんぼ せつひ しゅうり ひ しゅうしよく ぎのうしゅうとくひ てんたくひ しょう
福祉資金（自営業のための店舗や設備の修理費、就職のための技能習得費、転宅費、障
しゃ ふくし ききこうにゅうひ しょう しゃ じどうしゃこうにゅうひ かいしゅうひ
がい者の福祉機器購入費、障がい者の自動車購入費、バリアフリー改修費、
いりょうひ じこふたんがく かいご ほけん しょうがいふくし じゅきゅう
医療費の自己負担額、介護保険サービスや障害福祉サービスを受給するの
ひつよう ひよう さいがい う ばあい ふっきゅう よう ひよう
に必要な費用、災害を受けた場合の復旧に要する費用など）
- きんきゅう こぐち しきん いりょうひ しはらい きゅうよ どうなん こうてききゅう ふどう じゅきゅうかいし
緊急小口資金（医療費の支払、給与の盗難、公的給付等の受給開始までといった、
いちじてき せいけい いじ こんなん ばあい こぐちしきん
一時的に生計維持が困難となった場合の小口資金）
- きょういく しえん しきん こうこう だいがく しんがく ざいがく しきん
教育支援資金（高校・大学へ進学、在学するための資金）

※総合支援資金及び緊急小口資金の貸付については、せいかつこんきゅうしゃ じりつ しえんほう もと
生活困窮者自立支援法に基
しえんせいど りょう げんそくひつよう
づく支援制度の利用が原則必要です。

- ふどうさんたん ぼがたせいかつ しきん いったい きょじゅうよう ふどうさん たん ぼ せいかつ しきん かじつけ
不動産担保型生活資金（一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付）

り 【利率】

- ねんり れんたいほしょうにん むりし れんたいほしょうにん ねん
年利 連帯保証人がいれば無利子、連帯保証人がいなければ年 1.5%です。
- きんきゅう こぐち しきんおよ ぎょういく しえん しきん むりし
※緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。
- えんたいりし ねん さいしゅうしょうかん きげん す ざんがんきん たい かさん
延滞利子 年 3%（最終償還期限を過ぎますと残元金に対し加算されます。）

れんたいさいむしゃ
【連帯債務者】

- 連帯保証人が原則1名必要となります。
- 連帯借受人が必要となる場合があります。

【問合せ先】 市町村社会福祉協議会、鳥取県社会福祉協議会

(2) 駐車禁止等の規制の対象からの除外

身体障がいのある方、知的障がいのある方、戦傷病者、精神障がいのある方及び色素性乾皮症の方は、県公安委員会の指定を受ければ、使用する車両について、通行禁止、駐車禁止、高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外される制度があります。

たいしやうしゃ
【対象者】

- 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、鳥取県道路交通法施行細則に規定する障がいの程度に該当する方。
- 医療受給者証の交付を受けている方で、医療費支給認定に係る疾病が色素性乾皮症である方。

ちやういじこう
【注意事項】

- 除外適用となるのは、現にその障がいのある方が使用中の車両が対象です。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

【窓口】 警察署交通課、警察本部交通規制課規制係

(3) 受診サポート手帳

他者とのコミュニケーションを取ることが困難な障がいのある方が、医療機関において円滑に診療を受けることができるよう、医療機関に一人ひとりの健康状態や特性を伝えるための手帳です。

たいしやうしゃ
【対象者】

障がいのため、他者とのコミュニケーションをとることを苦手としている方。

きさいないやう
【記載内容】

手帳には、利用されるご本人やその保護者・支援者が、診療にあたって医療機関に願いたいことやコミュニケーションの取り方、健康に関する情報などを記入します。

はいふ ばしょ
【配布場所】

しちょうそんふくしたんとう か とっとりし ほけんしょ けんかくそうごうじ むしよけんみんふくしきょく
市町村福祉担当課、鳥取市保健所、県各総合事務所県民福祉局、
じどうそだんしよ そうごうりょういく りょういくえん かいせいがくえん
児童相談所、総合療育センター、療育園、皆成学園、
せいしん ほけんふくし とっとりだいがく いがくぶ ふぞくびょういん とう
精神保健福祉センター、鳥取大学医学部附属病院 等

うんどう
(4) あいサポート運動

とっとりけん だれ く しゃかい きょうせいしゃかい めざ さまざま しょう とくせい しょう
鳥取県では、誰もが暮らしやすい社会（共生社会）を目指し、様々な障がいの特性や障
がいのある方が困っていることを理解し、日常生活において、ちょっとした手助けを行う
いよく あるかた かに 「あいサポートバッジ」を身につけ、「あいサポーター」になっていただく『あ
いサポート運動』を推進しています。また、従業員等へ「あいサポーター研修」などを行い、
「あいサポート運動」を推進する企業・団体を『あいサポート企業・団体』として認定し
ています。このほか、当事者団体と連携しながら啓発パンフレットを配布するなど、地域
じゅうみん りかい ふか しょう がいのあるかた ちいきいこう しゃかいさんか そくしん はか
住民の理解を深め、障がいのある方の地域移行と社会参加の促進を図ります。

また、島根県、広島県、長野県、奈良県、山口県、岡山県、和歌山県、埼玉県富士見市
およ さいたまけん みよしまち さいたまけんちちぶ し しゅうへん ちよう ほっかいどうのほりべつし おおさかふ おおさかし きょうとふ
及び埼玉県三芳町、埼玉県秩父市とその周辺4町、北海道登別市、大阪府大阪市、京都府
ながおきょうし きょうとふ ふくちやまし さいたまけん さやまし ほっかいどうとまこまいし おおさかふ いずみし さいたまけんかわくち
長岡京市、京都府福知山市、埼玉県狭山市、北海道苫小牧市、大阪府和泉市、埼玉県川口
し さいたまけん わこうし かながわけんやまとし ひょうごけんしのみやし さいたまけんよしかわし さいたまけんまつぶしまち さいたま
埼玉県和光市、神奈川県大和市、兵庫県西宮市、埼玉県吉川市、埼玉県松伏町、埼玉
けんか そし いばらきけんとりでしおよ えひめけんなら かんこくかんうおんどう れんけいきょうてい むす れいわ ねん がつ
県加須市、茨城県取手市及び愛媛県並びに、韓国江原道と連携協定を結び（令和5年7月
じてん れんけい うんどう とく
時点）、連携してあいサポート運動に取り組んでいます。

そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行した「鳥
ととりけんみん すす しょう しゃ く しゃかい じょうれい あいしやう じょう
取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条
れい うんどう うんどう けんみんぜんたい とく うんどう いち
例）では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

しやう じしやざいたくせいかつしえん
(5) 障がい児者在宅生活支援

けん しちょうそん きやうどう しやうがいしやそうごうし えんほうとう たいしやう
県では、市町村と共同で障害者総合支援法等の対象とならないサービスについて、障が
いのあるかた ちいきいこう じりつ せいかつ おこな しえん
いのある方の地域移行や自立した生活が行えるように支援します。

とっとりけん しせつにゆうしよしやう じしやざいたくせいかつしえん じぎやう
鳥取県施設入所障がい児者在宅生活支援事業

たいしやう しゃ
【対象者】

つぎ がいとう しやう じしや
次のいずれかに該当する障がい児者。

- しやう しゃ しえん しせつ にゆうしよ しやうがいしやそうごうし えんほう えんご じっししや けんない しちょうそん
・障がい者支援施設に入所しており、障害者総合支援法の援護の実施者が県内の市町村で

ある施設入所者（施設通所者を除く）。

- ・障がい児入所施設に入所している障がい児（通所児童を除く）。
- ・地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者。
- ・自立に向けての一時帰宅を行う共同生活援助（グループホーム）に入居している方。

【対象サービス】

居宅介護及び行動援助

※原則として、1人当たり年間20時間が上限（重度の方は最大40時間）

【利用者負担】 障害者総合支援法の利用者負担額に相当する額

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県要医療障がい児者在宅生活支援事業

1. 家庭外看護師派遣支援事業

【事業概要】

常時又は適時医療行為を必要とする障がい児者が、公民館など家庭外の活動場所に4人以上集まり、看護師等の派遣を受ける場合に、看護師等派遣費用を助成する。

【対象者】

常時又は適時医療行為を必要とする障がい児者。

【医療行為の範囲】 経管栄養、たんの吸引、導尿等

【補助対象経費】

看護師等派遣費用（1人1回の派遣につき、30分当たり4,150円が上限）

【利用者負担】 1/3

【窓口】 市町村福祉担当課

2. エアーマットレスレンタル助成事業

【事業概要・対象者】

褥瘡リスクが高く、体位変換することに常時介助が必要な重度身体障がい児者が、家庭内にエアーマットレス（体位変換機能付を含む）を配置するためのリース費用を助成する。

【補助対象経費】

エアーマットレスのリース（賃借）費用（1月10,000円を上限）

【利用者負担】 1/3（千円未満切り捨て）

【窓口】 市町村福祉担当課

3. 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業

【事業概要】

事業所が、日常的に医療行為の必要な障がい児者を受け入れて、指定基準以上の看護師等を配置した場合又は看護師等の派遣を受ける場合又は移動支援等を行う事業所が、要医療障がい児者の移動支援のために看護職員の派遣を受ける場合に、看護師等の配置又は派遣利用の費用と介護給付費等の差額相当を助成する。

【補助対象事業所】

- 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む。）
- 指定放課後等デイサービス事業所等（同上）
- 指定生活介護事業所等（同上）
- 指定就労継続支援B型事業所
- 日中一時支援事業所
- 居宅介護事業所（通院等介助、通院等乗降介助）
- 重度訪問介護（移動支援部分に限る）
- 市町村の移動支援事業を行う移動支援事業所

【補助対象経費】

- 指定基準以上に看護師等を配置する経費
- 1日につき30分を超えて看護師等の派遣を利用する経費（指定生活介護事業所等は対象外）

【窓 口】 市町村福祉担当課

4. 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業

【事業概要】

事業所が、日常的に医療行為の必要な障がい児者を受け入れるため、看護職員又は医療専門職を配置し、その受入に必要な医療機器を購入するための費用を助成する。

【補助対象事業所】

- 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む。）
- 指定放課後等デイサービス事業所等（同上）
- 指定生活介護事業所等（同上）
- 指定就労継続支援B型事業所
- 日中一時支援事業所

※過去に2回本補助金の交付を受けた事業所は対象外。

【補助対象経費】

医療行為や治療の実施に必要な医療機器の購入費用（1事業所あたり1,000,000円が上限。ただし、2回目に本補助金の交付を受ける場合は、1,000,000円から1回目の補助対象経費を引いた額が上限。）

【窓 口】 市町村福祉担当課

関連事業

12

5. 重度障がい児者地域移行推進事業

【事業概要】

医療的ケアが必要な重度障がい児者が利用するグループホーム等を活用した日帰り体験事業又は宿泊体験事業を実施する団体の活動経費を助成する。

【補助対象事業所】

地域移行又は自立した生活に向けて日帰り体験事業又は宿泊体験事業を行うグループホーム等を運営するNPO法人等。

【補助対象経費】

- 体験事業を支援する看護師及び生活支援員に係る人件費
- 医療用備品購入費
- 事務費

【事業所負担】 なし～1/2 ※市町村により異なる。

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県重度身体障がい児者等在宅生活支援事業

1. 入院時付添依頼助成事業

【事業概要】

常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を家族以外の者に依頼する費用を助成する。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する障がい児者。
- 重症心身障がい児者。
 - 身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が一級又はこれに準ずる先天性神経筋疾患の障がい児者。
 - 身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が一級又はこれに準ずる頭部外傷、後天性脳疾患若しくは脊髄損傷の障がい児者。

※重度訪問介護が利用できる方は、その利用を優先。

【補助対象経費】

- 付き添いを依頼する費用（1時間あたり1,650円を上限）
- 年間140時間を上限

【利用者負担】 1/3

【窓口】 市町村福祉担当課

2. 家庭内排痰補助装置助成事業

【事業概要】

常時又は随時排痰を行うことが必要な障がい児者が家庭内に排痰補助装置を配置するためのリース費用を助成する。

【対象者】

次のいずれにも該当する重度身体障がい児者等。ただし、医療保険制度により排痰補助装置加算が適用される場合は支給対象外。

- 県内に居住し、在宅生活を送っていること
- 身体障害者手帳の交付を受けていること
- 神経・筋疾患又は脊髄損傷若くは脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全の症状のため、常時又は随時排痰を行う必要があること

【対象となる医療器具】

排痰補助装置（肺に貯留した分泌物を効果的に排出することができる医療器具）

【補助対象経費】

排痰補助装置のリース（賃借）費用（1月当たり23,100円を上限）

【利用者負担】 1 / 3

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

【対象者】

県内に在住し、4分法平均聴力が両耳ともに30デシベル以上又は、片側が30デシベル以上で医師が装用効果を認めるもので、身体障害者手帳の交付の対象ではない、18歳に達する日（誕生日前日）以降の最初の3月31日までの間にある難聴児。

※身体障害者手帳交付対象となる場合、又は最多市町村民税所得割課税者の課税額が46万円以上の場合は助成対象外。

【補助対象経費】

- 補聴器購入に係る経費（原則片耳「耳かけ型」）。ただし、医師の意見書等により、両耳装用も可。
- 同一児童に対し、新たに補聴器の購入に要する経費又は耐用年数の経過後に補聴器を更新する経費並びに破損等による修理に係る経費。
- 本事業を利用し購入した補聴器を耐用年数の経過前に故意によらず紛失した場合、又は故意によらず破損し修理不能な場合の補聴器を再購入する経費。

【利用者負担】 1 / 3

【窓口】 市町村福祉担当課

とっとりけん じ どうはつたつ し えん り ようしや ふ たんきんけいげん じ ぎょう
鳥取県児童発達支援センター利用者負担金軽減事業

【対象者】

けんない ざいじゅう ほ ごしや じ どうはつたつ し えん り よう じ どう よういく かた
県内に在住する保護者のうち、児童発達支援センターを利用する児童を養育している方

【軽減内容】

対 象	軽 減 内 容
(1) 児童発達支援センター及び保育所等に通う児童がいる保護者 (2人目の児童が児童発達支援センターに通っている場合に限る。)	○児童発達支援センター及び保育所等に通う児童のうち、2人目の利用者負担金を1/2に軽減 (第3子以降は無料に軽減)
(2) 児童発達支援センターのみに通う児童が2名以上いる保護者	○児童発達支援センターに通う児童のうち、2人目の利用者負担金を1/2に軽減 (第3子以降は無料に軽減)
(3) 第3子以降の児童が児童発達支援センターに通っている保護者	○児童発達支援センターに通う第3子以降の利用者負担金を無料に軽減

【窓 口】 市町村福祉担当課

とっとりけんしやう じ しゃ ち いきせいかつたいけん じ ぎょう
鳥取県障がい児者地域生活体験事業

じたく す じやう かの どう じりつ せいかつ おく かが
自宅で過ごしている障がいのある方で、アパート等で自立した生活を送りたいと考えている方に、一人暮らしを体験してもらいます。

【対象者】

まん さいい じやう じやう かの けんない おやもどう じたく きまじやう かの し せつ にゅうしよ
満15歳以上の障がいのある方で、県内の親元等の自宅に居住している方、施設に入所している方、または精神病院に入院中の退院可能な状態であり、地域生活への移行について支援を受けている方で、将来アパート等での自立した生活を考えている方。

【事業内容】

じやう じ しゃ ち いきせいかつたいけん じ ぎょう じし じ ぎょうしや うんえい し せつ ひ がえ れんぞく
障がい児者地域生活体験事業実施事業者が運営している施設にて、日帰りから連続3か月間程度宿泊しながら、職場や通所施設に通い、自立生活を体験していただけます。

【窓 口】 市町村福祉担当課

とっとりけんしょう じしゃち いきせいかつたいけん じぎょうじっし じぎょうしよいちらん
鳥取県障がい児者地域生活体験事業実施事業所一覧

施設の種別	施設名	住所・電話番号
体験ホーム型	じりつせいかつたいけんしつ 自立生活体験室	よなごし くめちやう 米子市久米町 296 ☎ 0859-31-2169
	せいかつたいけんしつ アプロース生活体験室	とっとりしにしほんじ 鳥取市西品治 148-1 ネクサス 148 103号室 ☎ 0857-30-4635
	せいかつたいけん 生活体験ホームかわさき吾亦紅	よなごし かわさき 米子市河崎 1414 ☎ 0859-21-4123

じゅうどしやう じしゃ いりやうがた せいびとうじぎやう
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

いりやうきかんとう じっし いりやうがた しえん じゅうどほうもんかいごじぎやうしよ
医療機関等が実施する医療型ショートステイを支援するとともに、重度訪問介護事業所
とうのヘルパー等が家族に代わって利用者の見守り等を行う場合の費用を助成します。

たいしやうしや
【対象者】

けんない ざいじやう いりやうてき ひつやう じゅうどしやう じしゃ
県内に在住する医療的ケアの必要な重度障がい児者

※医療的ケアの必要な重症心身障がい児者、重度肢体不自由児者など障害福祉サービスの
いりやうがたたん きにやうしよ しちやうそん しきやうけつてい うかた
医療型短期入所について、市町村による支給決定を受けた方。

りやうしやふたん わり
【利用者負担】 1割

※ただし、低所得などの理由により障害者総合支援法の障害福祉サービス利用に関する
りやうしやふたん りやうしや ふたん
利用者負担がない利用者については負担なし

そうだんまどぐち
【相談窓口】

とうぶ けんりつちやうおうびやういん かんじや しえん
東部：県立中央病院（患者支援センター）

とっとりし えつ
鳥取市江津 730 ☎ 0857-21-8501 FAX 0857-21-8507

とっとりし りつびやういん ちいき いりやうそうごう しえん かんじや
鳥取市立病院（地域医療総合支援センター 患者サポートセンター）

とっとりし まとば
鳥取市的場 1-1 ☎ 0857-37-1522 FAX 0857-37-1587

ちやうぶ こうえきしやだんほうじんとっとりけんちやうぶ いし かいりつ みささおんせんびやういん ちいき いりやうれんけいしつ
中部：公益社団法人鳥取県中部医師会立三朝温泉病院（地域医療連携室）

とうはくぐん みささちやうやまだ
東伯郡三朝町山田 690 ☎ 0858-43-1321 FAX 0858-43-2732

しゃかい いりやうほうじんじんこうかい ふじい まさお きねんびやういん ちいきれんけいしつ
社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院（地域連携室）

くらよしし やまね
倉吉市山根 43-1 ☎ 0858-26-2111 FAX 0858-26-2112

せいぶ しゃかい いりょうほうじんどうあいかい
西部：社会医療法人同愛会
よなご しりょうみつやなぎ
米子市両三柳 1880

はくあいびょういん かんじゃ し えん ぶ いりょうそうだんしつ
博愛病院（患者支援部医療相談室）

☎ 0859-48-0377 FAX 0859-29-6322

しゃかい いりょうほうじんどうあいかい
社会医療法人同愛会
よなご しりょうみつやなぎ
米子市両三柳 1880

はくあい はったつ ざいたく し えん
博愛こども発達・在宅支援クリニック

☎ 0859-29-8010 FAX 0859-29-8020

【その他】

いりょうかた じっし いりょう き かんどう ほか しゅじ い ばあい しょうかいじょう
医療型ショートステイを実施する医療機関等の他に主治医がある場合は、紹介状が
ひつよう
必要。

NICUからの地域移行支援事業

しゅうがくまえ こ えぬあいしーゆーどう しんせいじ しゅうちゅう ちりょうしつおよ しゅうちゅう ちりょうしつどう ちりょう お
就学前の子どもが、NICU等（新生児集中治療室及び集中治療室等）での治療が終わり、
いりょうきかん じたく かえ あいだ ほうもんかんご ほうもん せいど りりょう ばあい かんご
医療機関から自宅に帰る間に訪問看護や訪問リハビリ制度を利用した場合、その看護
しどう はけんひよう じよせい
師等派遣費用を助成します。

【対象者】

えぬあいしーゆーどう にゅういん しゅうがくまえ こ にゅういんちゅう ほうもんかんご しどう し えん ひつよう いりょうき
NICU等に入院した就学前の子どもで、入院中に訪問看護師等の支援が必要と医療機
かんどう はんだん こ
関等が判断した子ども。

【利用者負担】 なし

ほ じょたいしゅう じぎょうしよ けんないほうもんかんご じぎょうしよ ほうもんかんご とう
【補助対象事業所】 県内訪問看護事業所（訪問看護ステーション）等

【補助概要】

区 分	助 成 内 容
ケース検討会	6,000円／1回 + 移動旅費
入院中支援	12,000円／1回 + 移動旅費
外泊時支援	14,000円／1回 + 移動旅費

まど ぐち けんないかくほうもんかんご じぎょうしよ ほうもんかんご とう
【窓 口】 県内各訪問看護事業所（訪問看護ステーション）等



©Studio-E

(6) 障がい者の情報バリアフリー化支援

県では障がいのある方の社会参加を促進するため、情報通信機器を利用している方、利用を希望する方等への支援を行っています。

【相談窓口・申込先】

鳥取県障がい者 ICT サポートセンター

倉吉市山根 540-6 パープルビルII 4F (有限会社ほうき内)

☎ 0858-26-5800 FAX 0858-26-6805 E-mail : info@tottori-ict.net

ホームページ <https://tottori-ict.net>

鳥取県障がい者 ICT 相談窓口

鳥取県障がい者 ICT 相談窓口により、ICT 機器の利活用の相談、貸出等を行っています。詳しくは相談窓口・申込先へご相談ください。

【対象者】

県内の障がいのある方、又はその家族等で、ICT 機器に関する相談、貸出等を希望する方。

【事業内容】

ICT 機器の利用方法やトラブルの相談（電話やメール、来所での対応）、ICT 機器（パソコン、タブレット等）の貸出、地域別研修会の開催等。

障がい者のためのパソコンボランティア養成派遣事業

パソコン講習会に参加が困難な障がいのある方のために、パソコンボランティアが自宅等へ出向いてパソコンに関する指導等を行います。詳しくは、相談窓口・申込先へご相談ください。

【対象者】

パソコン講習会への通所参加が困難な障がいのある方、又はその家族等で、パソコンやインターネット等の指導を希望する方。

【講習内容】

ICT 端末の基本操作、文書の作成、インターネットの利用、電子メールの送受信、その他アプリケーションソフトの基本操作等。

(7) ヘルプマーク

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称：あいサポート条例)を施行し、この条例の中で、県民又は事業者は、配慮又は支援を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な配慮又は支援を行うよう努めることを定めました。

配慮又は支援を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」(ストラップ型、バッジ型)について、本県においても平成30年2月1日から配布しています。

また、令和3年6月1日より、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのヘルプカード(ヘルプマークのカード型)も配布しています。

【対象者】

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。

【配布条件】

- 県内に住所地等(勤務地、利用施設・事業所所在地等)がある方で、ご希望の方に無償で配布します。
- 配布にあたり、障害者手帳、身分証明書、申請書等の提示は不要です。
- ヘルプマークの配布はお一人につきストラップ、バッジのどちらか1個です。
- ヘルプカードの配布はお一人につき1枚です。
- ヘルプマークとヘルプカードはお一人にそれぞれ配布可能です。
- ご家族や支援者等の代理人による受取りも可能です。
- 団体としての一括での受取りはご相談ください。

※配布の際、今後の参考とするため「援助や配慮を必要とする状態」(障がい等の種別)

についておたずねしますので、ご理解とご協力をお願いします。

【配布窓口】

- 鳥取県内市町村(支所・分庁舎含む)障がい福祉関係課窓口
- 鳥取県庁障がい福祉課
- 鳥取県中部総合事務所県民福祉局
- 鳥取県西部総合事務所県民福祉局

※ヘルプカードは、^{けんしょう} 県障がい^{ふくし} 福祉課のホームページよりダウンロードし、^{いんさつ} 印刷して^{しよう} 使用することもできます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=270992>

ヘルプマークを見かけた方へのお願い

1. 列車・バスの中で席をお譲りください。

^{がいけん} 外見では^{けんこう} 健康に見えても、^{つか} 疲れやすかったり、^{かわ} つり革につかまり^{つづ} 続けるなどの^{おなじ} 同じ姿勢を保つことが^{こんなん} 困難な方がいます。^{えんじょ} 援助や^{はいりょ} 配慮を必要とすることが^{がいけん} 外見からはわからないため、^{ゆうせんせき} 優先席に座っていると^{ふしん} 不審な目で見られ、^う ストレスを受けることがあります。

2. 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

^{こうつう} 交通機関の^じ 事故等、^{とつぱつてき} 突発的な出来事に対して^{はいりょ} 臨機応変に対応することが^{こんなん} 困難な方や、^た 立ち上がる、^あ 歩く、^{かいだん} 階段の昇降などの^{どうさ} 動作が^{こんなん} 困難な方がいます。

3. 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

^{しょう} 障がいなどにより、^{じょうきょう} 状況把握が^{むずか} 難しい方、^{かた} 自力での^{じんそく} 迅速な避難が^{こんなん} 困難な方がいます。

※ヘルプカードの^{ていじ} 提示がありましたら、^{きざい} 記載されている内容に^{ないよう} そって^{しえん} 支援をお願いします。



(8) 福祉の店

障がいのある方が福祉事業所等で制作した商品を販売するお店です。

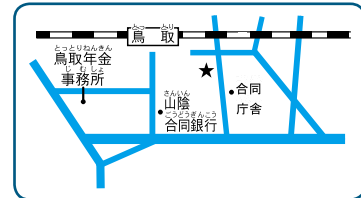
レインボウ (〒680-0845 鳥取市富安 2丁目 138-4 鳥取市役所駅南庁舎内)

☎・FAX 0857-20-3865

営業時間 / 9:30 ~ 16:30 駐車場 / 鳥取市役所駅南庁舎内の駐車場を利用

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

店名の由来…障がいのある方と地域社会、そして障がいのある方の自立への
“かけはし” となるようにとの願いを込めたもの。



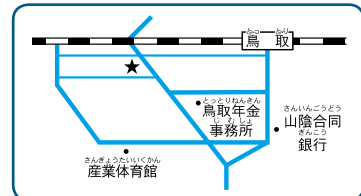
ユーカリ (〒680-8571 鳥取市幸町 71 鳥取市役所市民交流棟 1階)

☎・FAX 0857-22-1765

営業時間 / 9:30 ~ 16:30 駐車場 / 鳥取市役所本庁舎の駐車場を利用

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

店名の由来…すくすくと成長するユーカリの木のように皆の願いも大きく叶えられるようにと想いを込めたもの。



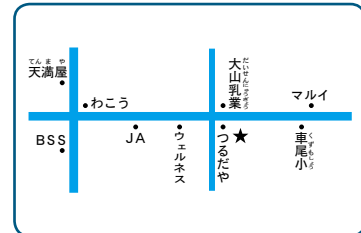
おおぞら (〒683-0005 米子市中島 2丁目 1-33)

☎・FAX 0859-23-0825

営業時間 / 10:00 ~ 17:00 駐車場 / あり

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

店名の由来…「おおぞら」のように広く人々を包み込むような地域交流の場とした
いとこの想いを込めたもの。



おおぞら米子市役所店 (〒683-0823 米子市加茂町 1丁目 1 米子市役所本庁舎 1階ロビー)

電話 / なし 営業時間 / 10:00 ~ 15:00 駐車場 / 米子市役所の駐車場を利用

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始 毎月17日は「いいなの日」土・日になる場合は前日

はまこ 浜っ子 (〒684-0005 境港市松ヶ枝町 28-4 水木しげるロード沿い)

☎・FAX 0859-44-3666

営業時間 / 10:00 ~ 18:00

駐車場 / なし

定休日 / 木曜日、年末年始

店名の由来…海・浜といった「さかいみなど」らしく、元気で明るいイメージの
「はまこ 浜っ子」。

